

三春町立 三春病院

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

個人情報の保護に関する法律施行に伴い、本院では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行につとめます。

1. 個人情報の収集について

本院が患者さんの個人情報を収集する場合、診療・看護および患者さんの医療にかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。

2. 個人情報の利用および提供について

本院は、患者さんの個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

◎患者さんの了解を得た場合

◎個人を識別あるいは特定できない状態に加工¹して利用する場合

◎法令等により提供を要求された場合

本院は、法令等の定める場合を除き、患者さんの許可なく、その情報を第3者²に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について

本院は、患者さんの個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者さんの個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は患者さんの個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

本院は患者さんの個人情報について患者さんが開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、本院の「患者情報の提供等に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. 問い合わせの窓口

本院の個人情報保護方針に関してのご質問や患者さんの個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

＜個人情報保護相談窓口＞ 総合相談室

電話 0247-73-8180

6. 法令の遵守仕組みの改善

本院は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

令和5年4月1日

三春町立三春病院

病院長 渡辺 文明

- 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。
- 第3者とは、情報主体および受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさす。

※ この方針は、患者さんのみならず、本院の職員および本院と関係のあるすべての個人情報についても上記と同様に取扱います。

当院では患者さんの個人情報の保護に万全の体制をとっています

当院では、患者さんの個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。なお、疑問等がございましたら担当窓口にお問い合わせください。

三春町立三春病院 病院長 渡辺 文明

当院での患者さんの個人情報の利用目的は

1. 院内での利用

1. 患者さんに提供する医療サービス
2. 医療保険事務
3. 入退院等の病棟管理
4. 会計・経理
5. 医療事故等の報告
6. 当該患者さんへの医療サービスの向上
7. 院内医療実習への協力
8. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
9. その他、患者さんにかかる管理運営業務

2. 院外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
2. 他の医療機関等からの照会への回答
3. 患者さんの診療等のため、外部医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査業務等の業務委託
5. ご家族等への病状説明
6. 保険事務の委託
7. 審査支払機関へのレセプトの提供
8. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
9. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者へのその結果通知
10. 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
11. その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料および学会発表等
2. 外部監査機関への情報提供

- 1 上記のうち、同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。
お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 2 これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

なお、詳しいお問い合わせは「個人情報保護相談窓口」までお願いします。

改 訂 履 歴

版数	改訂年月日	改訂内容
1.0	2010年4月1日	新規制定（文書種別記号の追加）
1.1	2013年1月1日	問い合わせ窓口詳細の追加
1.2	2018年4月1日	病院長交代に伴う修正

※ 版数は新規制定を第 1.0 版とし、改訂が発生した際は第 1.1 版とする。

※ 改訂があった場合は、必ず改訂内容を記載すること。